

鳥取県告示第404号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、南部町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成23年7月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（日本測地系から世界測地系への座標変換）
- 2 作業期間 平成23年6月15日から平成23年7月15日まで
- 3 作業地域 西伯郡南部町北方地内